

春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（勤務1時間当たりの給与額の算出） 第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に <u>12を乗じて得た額を規則で定める年間の勤務時間</u> で除して得た額とする。 （管理職手当） 第16条の2 2 前項の規定による管理職手当の額は、給料月額の <u>100分の25</u> を超えてはならない。	（勤務1時間当たりの給与額の算出） 第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に <u>12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの</u> で除して得た額とする。 （管理職手当） 第16条の2 2 前項の規定による管理職手当の額は、給料月額の <u>100分の18</u> を超えてはならない。
附 則 （55歳を超える職員の給与の特例措置） 11 12 13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に <u>12を乗じて得た額を規則で定める年間の勤務時間</u> で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に <u>12を乗じて得た額を規則で定める年間の勤務時間</u> で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。	附 則 （55歳を超える職員の給与の特例措置） 11 12 13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に <u>12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの</u> で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に <u>12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの</u> で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。